新地スーパープレミアム復興商品券発行実施要綱

１．目　的

　新地町は東日本大震災により甚大な被災を被り、今後一日も早い復興が望まれております。当商工会では、被災された方々の復興支援として、消費者の生活支援と中小企業者の再建支援のため復興商品券を発行するものです。低迷する個人消費を喚起する起爆剤として消費購買力の町外流出防止策、且つ地元商業者の売上向上の改善を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

２．事業の概要

(1)商品券について

①商品券の名称：「新地スーパープレミアム復興商品券」

②発行者：新地復興商品券発行委員会（新地町商工会）

③発行総額：3千万円

④販売価格：１セット 5,000円（500円券×12枚綴り）プレミアム率 20％

⑤販売数量：6,000 セット

⑥販売対象：新地内在住または在勤・在学の方

⑦利用方法：取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用

⑧利用期間 平成24年7月7日(土)～平成24年12月6日(木)

(2)商品券の販売について

①販売期間：平成24年7月7日(土)、8日（日）午前9時30分～午後4時 （完売時点で終了）

※7月9日以後の販売は、平日の午前9時30分～午後3時まで

②購入限度額：１人 6セット（30,000円）まで

③販売方法及び販売場所：新地町商工会

④整理券 販売開始前に順番待ちの列になった場合は、整理券の発行を考慮する

（但し、名簿等による確認は不可能なため、サインをいただくこととする。）

⑤宣伝方法：ポスター、チラシ、のぼりを作成、新聞折込・パブリシティを活用する。

(3)取扱店の登録

①資格要件：新地町商工会の会員であること。商品券実施要綱を遵守すること。

　　　　　　※商工会未加入の方は、商工会加入を条件に登録可能

②対象外事業所：風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を

行うもの。また、業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。

③登録申請期間：平成24年5月10日（木）～5月31 日（木）

④登録場所：新地町商工会　午前9時～午後4時

⑤登録方法 別紙「商品券取扱店登録申請書」に所要事項記入の上、登録窓口に持参また

はFAXにより提出する。

⑥登録料：登録に際しての費用負担はなしとする。

(4)商品券の利用範囲

〇次に示す内容について商品券の利用は出来ない。

①商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの

②株式、先物、宝くじなどの金融商品

③事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払

④国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払

⑤その他、発行委員会が特に指定するもの

※注意事項 つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

(5)商品券の換金

①換金期間：平成24年7月9日（月）～平成25年1月10日（木）

②換金窓口：新地町商工会

③換金手数料：1％（500 円券1 枚に付5円）

④換金方法：回収した商品券は、右上のミミを切り取り、裏面に事業所名を記入または

押印し、「換金申請書」添えて換金窓口に提出する。

商工会では、登録店立会の下回収商品券の確認を行い、1％の事務手数を差

引いた金額を決められた期日に予め届けられた金融機関の口座に振り込む。

⑤申請期日及び振込期日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請期日 | 振込期日 | 申請期日 | 振込期日 |
| 7月 |  |  | 25日(水) | 31日(火) |
| 8月 | 10日(金) | 15日(水) | 27日(月) | 31日(金) |
| 9月 | 10日(月) | 18日(火) | 25日(火) | 28日(金) |
| 10月 | 10日(水) | 15日(月) | 25日(木) | 31日(水) |
| 11月 | 9日(金) | 15日(木) | 26日(月) | 30日(金) |
| 12月 | 10日(月) | 17日(月) | 25日(火) | 28日(金) |
| 1月 | 10日(木) | 15日(火) |  |  |

(6)取扱店の責務

①商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため券面の一部を破線に従い切り取

るとともに、裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する。

②商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること、また、その際速やかにその事実を発行委員会及び警察に報告すること。

③自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。

④回収した商品券を、回収に回さずに、他の取扱店で使用しないこと。

⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

(7)注意事項

①偽造商品券：取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを

確認する。

②独自セール等：取扱店や商店会などにおいて、本事業に関連した独自の販売促進活動

等を行うことは差し支えない。

③個人情報：登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため発

行者に提供することとする。

④発行者は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用してはならない。

　⑤実施要項発行についてはご要望がある事業所様と、初回登録事業所様以外には発行致

しません。

⑥商品券の破損により、商品券の3分の1以上が減失しているときは、登録店は当該商品

券を取り扱ってはならない。

⑦商品券の利用に際して、返品、瑕疵その他登録店と商品券利用者との取引に関する苦

情又は紛争が生じたときは、登録店の責任でこれを解決するものとし、新地町商工会は

一切責任を負わないものとする。

⑧商品券は、盗難、紛失又は減失された場合であっても、再交付はしないものとする。